

大野市告示第 1 0 8 号

大野市総合教育会議設置要綱を次のように定める。

平成 3 1 年 4 月 1 2 日

大野市長 石山志保

大野市総合教育会議設置要綱

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき、市長と教育委員会が、相互の連携を密にし地域の実情に応じた教育行政を推進するため、大野市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 総合教育会議は、次に掲げる事項についての協議及びこれらに関する次条に定める構成員（以下「構成員」という。）の事務の調整を行う。

- (1) 法第 1 条の 3 第 1 項に規定する大綱の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒及び幼児の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(構成員)

第 3 条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第 4 条 総合教育会議は、市長が招集し、会務を総理する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第5条 総合教育会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録の作成及び公表)

第7条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表する。ただし、前条ただし書きの規定の場合にあっては、公表しないことができる。

(調整結果の尊重)

第8条 総合教育会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 総合教育会議の庶務は、企画総務部政策局総合政策課で処理する。ただし、総合教育会議の開催並びに大綱の策定等に関する事務を教育委員会事務局に委任又は補助執行させる場合は、この限りでない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

大野市公告第30号

大野市総合教育会議運営要綱を次のように定める。

平成31年4月16日

大野市総合教育会議

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野市総合教育会議設置要綱（平成31年告示第108号）第10条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(招集手続)

第2条 大野市総合教育会議（以下「会議」という。）の招集は、市長が会議開催の場所、日時及び議題を各構成員に事前に通知して行う。ただし、会議を緊急に開催する必要がある場合は、この限りでない。

2 会議を開催するに当たっては、当該会議開催の場所、日時及び議題をあらかじめ公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要がある場合又は会議を非公開とする場合は、この限りでない。

(会議の公開)

第3条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、市長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 公開する会議において、会議の会場に一定の傍聴席を設けるよう努めるものとする。

3 会議の傍聴は、大野市教育委員会傍聴規則（昭和29年教委規則第2号）を準用する。この場合において、同規則中「教育委員会の会議」とあるのは「会議」と、「教育長」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(会議の非公開)

第4条 次の各号に該当する場合は、市長は会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(1) 大野市情報公開条例（平成16年条例第4号）第7条による非公開情報が含まれる事項について、会議で協議、調整等（以下「協議等」という。）を行

う場合

(2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な運営に著しい支障が生じ、会議の目的が達成できないと認められる場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、公益上必要があると認められるとき。

(公開又は非公開の決定)

第5条 会議の公開又は非公開の決定は、市長が、教育長と協議して行うものとする。

2 市長は、会議の協議等の事項に非公開とすべき事項とそれ以外の事項とがある場合において、協議等を容易に分離して行うことができると認められるときは、教育長と協議して非公開とすべき事項に係る部分を除いて会議を公開するものとする。

3 市長は、公開の会議中において、会議を非公開とすべきであると認められるに至ったときは、会議に諮って会議を非公開とすることができるものとする。

4 市長は、会議の非公開を決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

(議題の提示及び決定)

第6条 会議における議題については、企画総務部政策局総合政策課又は教育委員会事務局（以下「事務局」という。）において案を作成し、市長及び教育長と調整のうえ、決定する。

(議事録の作成及び公表)

第7条 会議の議事録は、事務局が会議の都度作成し、市ホームページにおいて公表するものとする。

2 第4条の規定により会議を非公開とする場合は、前項の規定に関わらず、市長は会議に諮った上で、議事録の一部又は全部を非公表とすることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附 則

この要綱は、会議が決する日から施行する。